

『企業における社内調査・電子証拠収集の在り方』

西村あさひ法律事務所 弁護士 梅林 啓

NISHIMURA
& ASAHI

I 社内調査における電子証拠の重要性

(1) 会社の業務の電子化

- 会社の業務のほとんどが、コンピュータ(パソコン)を使って行われている
- 必要な文書の作成、共有、保存は電子データの形で行われている
- 電子メールが重要なコミュニケーションの手段となっている

NISHIMURA
& ASAHI

I 社内調査における電子証拠の重要性

(2) 不正行為の電子化 -1

- 会社の業務に関する不正行為も、必然的にパソコン、電子データ、電子メールが使用される
 - ✓ 会社の機密情報の持ち出し
 - * 電子データであるが故に大量・網羅的な持ち出しが容易
 - * USBメモリ、CD-ROM、ハードディスクへのコピー
 - * 機密情報の持ち出しは、退職時が多い
 - ✓ 不正行為に使用する文書、データの作成
 - * 偽造の契約書類(不正な書類)の作成
 - * 電子メール

I 社内調査における電子証拠の重要性

(2) 不正行為の電子化 -2

- 不正行為の発覚を防ぐための罪証隠滅工作もデジタル化
 - ✓ 不正行為の証拠となる各種データの消去・改ざん
 - ✓ 保存デバイスの隠匿・破棄
 - * 削除するデータ
 - * ポイント
 - ✓ 他の者にデータの消去を依頼することもある

I 社内調査における電子証拠の重要性

(3) 社内調査における電子証拠収集の重要性

- 証拠の収集活動である社内調査では、電子証拠収集知識、手法が不可欠
- 大量にあるデータから関係する証拠を抽出する作業
- 消去されたデータの復元による証拠確保
- 電子証拠の限界

II 社内調査における電子証拠収集の法的な問題点

(1) パソコン、電子データに関する調査の可否 -1

- 会社の所有するものであれば、社員の同意がなくても調査は原則として可能
 - ✓ 会社のサーバのデータの調査
- 社員が個人で使用しているパソコンの調査の可否
 - ✓ 会社が貸与している場合は可能
 - ✓ 個人所有のパソコンを会社のネットワーク環境につないで業務を行っている場合は、拒否されれば困難

II 社内調査における電子証拠収集の法的な問題点

(1) パソコン、電子データに関する調査の可否 -2

- メールの送受信記録の調査
 - ✓ 会社のメールのシステムをまずは把握することが肝心
 - ✓ 会社のサーバにあるメールの送受信記録を調査することは、基本的には会社の所有するデータの調査なので問題はない
 - ✓ 個人で使用しているパソコンに残されているメールの送受信記録を調査することは、そのパソコンが会社所有か個人所有かによる

II 社内調査における電子証拠収集の法的な問題点

(2) メールとプライバシー権の侵害について -1

- メールには、不特定多数の者との間の個人的な通信内容が含まれており、会社が、通信者本人の承諾なしにその内容を見ることはプライバシー権の侵害になるのではないか
- 判例の考え方
 - ✓ メールによる通信のプライバシー保護の範囲は、他の通信(電話など)に比べて相当程度軽減されることを甘受すべき
 - ✓ 社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなされた場合に限りプライバシー権の侵害となる

Ⅱ 社内調査における電子証拠収集の法的な問題点

(2) メールとプライバシー権の侵害について -2

➤ 実務的な対応

- ✓ 会社から貸与するパソコンやメールの使用に関する基準や指針を定めておくこと
- ✓ パソコン・メールの業務外の使用、私用メールについて禁止(承諾していない)しておく
- ✓ モニタリングの可能性について通告

Ⅲ 具体的事例における電子証拠の活用方法

(1) メールの解析

➤ メールは、いろいろな事実が分かる

- ✓ 交友関係
- ✓ メールの使い方
- ✓ 罪証隠滅の指示

Ⅲ 具体的事例における電子証拠の活用方法

(2) 個人使用のパソコンの調査を行う時期

- 不正行為者は、社内調査が行われていることを知れば、証拠の隠滅に動く
- 証拠の隠滅の前にパソコンの調査を行うことができれば、隠滅前に証拠を取得することが可能となる
- 本人に知られないように個人使用のパソコンの調査を行っておき、本人が社内調査が行われている事実を知り、証拠の隠滅行為を行ってから、再度パソコンの調査を行う手法

Ⅲ 具体的事例における電子証拠の活用方法

(3) 個人使用のパソコン等の解析

- 将来の手続で証拠として使えるような方法をとる
- コンピュータの解析で何ができるか
 - ✓ 特定のデータの消去の事実、その時期の特定
 - ✓ 消去したデータの復元
 - ✓ 機密情報のコピー、持ち出しの事実
 - ✓ 外部メディア(USBメモリ)へのコピーの有無と記録メディアの特定

以 上

NISHIMURA
& ASAHI

弁護士

梅 林 啓

k_umebayashi@jurists.co.jp

西村あさひ法律事務所

〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付28階)

Phone: 03-5562-8500 (代表) 03-5562-8375 (直通)

Fax: 03-5561-9711/12/13/14 <http://www.jurists.co.jp>

NISHIMURA
& ASAHI

13